

○道路交通法に基づく自動車の使用者に対する是正措置命令等の基準について

令和4年10月12日

道本交企第3127号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て  
道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、自動車の使用者に対する是正措置命令に係る規定が設けられたことを受け、警察庁より「道路交通法に基づく自動車の使用者に対する是正措置命令等の基準」が示されたことから、同基準に基づき是正命令等が適正に行われるように配意されたい。

記

1 用語の意義

この基準における用語の意義は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 自動車の使用者

自動車を使用する権原を有する者で、かつ、自動車の運行を総括的に支配することのできる地位にある者をいう。

(2) 是正措置命令

都道府県公安委員会が、法第74条の3第8項の規定により、自動車の使用者に対し、是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることをいう。

(3) 解任命令

都道府県公安委員会が、法第74条の3第6項の規定により、自動車の使用者に対し、安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の解任を命ずることをいう。

(4) 必要な権限

安全運転管理者が、法第74条の3第2項の業務を行うため必要となる事業所内の権限をいう。

2 是正措置命令を行う基準

(1) 是正措置命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。

ア 自動車の使用者が、安全運転管理者に対し、必要な権限を与えていないため自動車の安全な運転が確保されていない場合

具体的には、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置する権限を安全運転管理者に与えていないことにより、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合等が該当する。

イ 自動車の使用者が、安全運転管理者が法第74条の3第2項の業務を行うため必要な機材を整備していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合

具体的には、運転者に対する酒気帯びの有無の確認を行うために必要な数のアルコール検知器を用意していないことにより、当該確認が適切に行われず、運転者が

酒気帯び運転を行った場合等が該当する。

- (2) 是正措置命令を行う場合には、是正措置命令を行うに至った原因に応じ、自動車の安全運転を確保するために自動車の使用者が実施すべき内容を適切に示すこと。

具体的には、

- ・安全運転管理者の業務の実施状況を点検し、必要に応じてその改善のために必要な措置をとること。
- ・安全運転管理者による自動車の運転者への指示等が当該運転者に確実に伝わっているか点検し、必要に応じてその改善のために必要な措置をとること。
- ・アルコール検知器等の機材が適切に作動する状態にあることを確認し、不具合がある場合等には、その改善のために必要な措置をとること。
- ・運転者の数に対してアルコール検知器等の機材が不足していないかなどを確認し、不足している場合等にはその改善のために必要な措置をとること。

等が想定される。

- (3) 安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定については、府令附則第6項の規定により、当分の間、適用しないこととされていることに留意すること。

### 3 解任命令を行う基準

- (1) 解任命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。

ア 安全運転管理者等が法第74条の3第1項又は第4項の府令で定める要件（以下単に「要件」という。）を備えないこととなった場合

具体的には、

- ・安全運転管理者等が自ら酒気帯び運転等の違反行為をした場合
- ・30歳未満で安全運転管理者に選任された者について、その後、当該事業所において副安全運転管理者が選任され、要件を備えないこととなった場合

等が該当する。

イ 安全運転管理者が法第74条の3第2項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合

具体的には、

- ・安全運転管理者が、最高速度を超過する速度による運転をしなければ、目的地に期限までに到達できないような運行計画を漫然と作成し、当該計画に従って、運転者に自動車を運転させたため、当該運転者が最高速度違反に起因する交通事故を起こした場合
- ・安全運転管理者が、必要な権限が与えられているにもかかわらず、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置せず、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合
- ・安全運転管理者が、運転後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認を日常的に実施せず、業務中の飲酒に対する抑止効果が失われたことにより、運転者が酒気帯び運転を行った場合

等が該当する。

- (2) 前記(1)イに関し、安全運転管理者の管理下にある運転者が交通事故を起こしたり、最高速度超過や過労運転、酒気帯び運転等の違反行為をしたりするなど、当該安全運転管理者の業務の実態を把握する必要がある場合には、法第75条の2の2第1項の規定に基づく報告又は資料の提出を求めるなど、当該安全運転管理者に必要な権限が与えられているか否かを含めて、適切に実態を把握した上で、解任命令の是非を判断すること。